

橘家旧蔵福井県立博物館蔵太鼓伝書考

竹 本 幹 夫

一 はじめに

越前北庄（木田庄）の豪商橘屋は、室町中期以来現代に至る旧家であり、経済史・地方史上著名な家柄である。福井県立博物館に所蔵される橘家文書中に能の太鼓方観世流の事実上の芸祖である観世与左衛門国広（異名似我与左衛門・天正八年七十余歳没）の太鼓伝書群（以下「橘家伝書」と呼ぶ）が数多く伝存することを、福井県立博物館の佐藤圭氏に教えられたのは平成六年一月のことであった。そこで三月十七日に福井県立博物館に伺い、調査させていただいたその報告と考察が本稿である。

国広伝書は、室町後期に成立した数々の囃子伝書中では、唯一最大の太鼓秘伝の集成で、その伝存例もきわめて豊富である。国広を芸祖と仰ぐ現太鼓観世流宗家観世元信氏に自筆文書を含む膨大な伝書群が伝存し、後嗣のなかった国広の没後、国広の甥で芸事後継者となった金春又右衛門重次に相続されるまで、一時国広伝書を預かった観世大夫黒雪の控え本や国広筆の覚え書きの類が

観世宗家伝来本を収めた観世文庫にあり、また熊本大学付属図書館永青文庫や東北大学付属図書館等には大名家旧蔵の国広伝書があり、鴻山文庫や能楽研究所等にも国広自筆本がある。それらの全貌については別稿を用意しているが、新出の橘家伝書は、それらの伝書群と内容的に関連しつつも、編成等は独自の面を残しており、国広太鼓伝書の形成過程の考察に重要な位置を占める資料である。本稿はこれらの伝書群の資料的特色と問題点を論じ、併せて同館所蔵の太鼓関係の書物二十点の目録を掲げる。本伝書群の紹介をお許しいただいた福井県立博物館と、そのための種々のご高配・ご教示を賜った佐藤圭氏にあつく御礼申し上げる。なお本稿は平成六年度早稲田大学特定課題研究（個人）「江戸時代の能楽に関する総合的研究」（94A-44）の成果の一部である。

二 橘屋竜鼻について

橘家文書は福井県下有数の古文書とされ、平成二年に橘家より福井県立博物館に寄贈された。そのうち朱印状等の文書群は「福

井県史」資料編3（中世近世）に「橋栄一郎家文書」として翻刻紹介されている。その一つ、文書番号76『橋家由緒書』によれば、同家は中興の先祖で紀州田辺城主であった田辺飛騨守以後、大治年間（一一九六―一二〇二）に越前に下り、飛騨守より八代目常円の代に観音の靈夢により売薬を業として宮中にも合薬を献じ、嘉吉元年には薬の諸国売買につき二度目の繪旨を得たと称する。信頼できる内容の文書で現存最古のものは、文書番号2「弘治三年十月廿一日付朝倉義景免許状」で、調合薬売買の門験と橋字薬名の専有、酒売買座の長たるべきことを認めたものであるが、これ以前から北庄の豪商であったと考えられる。その後諸商売並びに諸役免除が認められ、信長の北庄制庄後も改めて唐人座・輕物座の長に任じられ、屋敷地には地子が免ぜられて近世に至る。

この橋屋と能との関係については『近代四座役者目録』『近代シラウト芸者善悪共記之』の条に、

越前ノ依屋 橋屋

似我与左衛門ニ、センボウノ太鼓ナドモ習フヨシ。太鼓ハ役ニ立ヌ又打手也。越前ニ住ス。

と酷評されている記事が著名で、「依屋」とあるのは「橋屋」の誤りである。素人役者には概ね厳しい評価をするのが『四座役者目録』の編者観世元信の常であるが、北国を代表するほどの大商人で、あくまで趣味の旦那芸として太鼓を嗜んだであろう当時の橋屋が、この書に取り上げられること自体、その耽溺ぶりが並々でなかったことをしのばせよう。

『橋家伝書』の被相伝者はこの似我与左衛門の弟子とされる橋

屋で、法名竜亀（竜亀・竜不とも表記される。慶長十九年没）を名乗る十七代当主である（橋栄一郎氏「越前の豪商「橋屋」一九九三年私家版」。右の『近代四座役者目録』にいう「センボウ」とは、能〈朝長〉の後シテ登場の段の太鼓の秘伝「儼法」で、確かに国広よりの口伝を受けていたらしい（後掲目録3A。以下同様に番号で示す）。国広の相伝状（同13）に「此上者□□（二字分推定「習給」か、存疑）之事、誰々にも可有御指南候」とあるように、竜亀自身による弟子取り立てまでも許されており、これと同じ日付を持つ10の識語に「右此一帖弟子相伝之為用也」とあるのもこれに対応する。竜亀は素人の旦那芸の域を超えて、むしろいわゆる町役者以上の実力を備えていたろう。大名主催の能に武士や商人役者にまじって演奏することもありえたのではあるまいか。

橋屋歴代は前述の由緒書に「天文之頃より親者三郎左衛門、悴者三郎五郎と代々通り名ニ仕来り申候」云々とあり、文書でそのことをあと付け得るのは次に述べるように天正年間以後なのであるが、ほぼ事実と認めてよいようである。

橋屋竜亀については「橋栄一郎家文書」に、元龜二年十二月十四日付朝倉義景安堵状（3）、同朝倉氏奉行人連署奉書（4）の宛先に「橋屋三郎五郎（とのへ）、天正元年九月五日付滝川一益・羽柴秀吉・明智光秀連署状（7）の宛先に「橋屋／三郎五郎との」、同年九月廿日付滝川一益・明智光秀連署状（8）に「輕物座長以御朱印、橋屋三郎右衛門尉ニ被仰付候間」とあり、同二年正月付信長朱印状（9）は「橋屋三郎五郎」宛て、同三年八月廿四日付信長朱印状（10）には宛先が「木田／橋屋三郎左衛門

男」、同日付武井夕庵副状(11)には「木田庄／橋屋三郎左衛門尉殿／床下」とあって、以後三郎左衛門尉が定着する。その後天正十三年霜月十八日付堀秀政諸役免許状(29)には「橋屋三郎左衛門尉殿／同三郎五郎殿」と父子の名が連記され、慶長七年五月二日付結城秀康黒印状(47)まではこの形が続いた後、慶長七年頃十二月廿日付本多正信書状(48)では「越前北庄／橋屋入道殿」となり、慶長頃九月十四日付前田利長書状(51)によれば「橋屋／竜不」と法名が記される。

すなわち三郎五郎を名乗っていたのが、天正年間を境に三郎左衛門尉となり、やがて後嗣に三郎五郎を名乗らせ、慶長七年頃に出家したものである。

なお「橋家伝書」の宛先はすべて田那部(田那遍とも)三郎五郎又は同三郎左衛門尉で、右文書の橋屋とは姓が異なる。商用には「由緒書」に言うように橋諸兄の子孫として橋の銘と屋号とを用いるが、本来は紀州田辺の出であるにより、江戸期に橋と改姓するまでは、商用以外にはこの姓を名乗っていたのであろう。

また橋家には伝書以外に大豆柄・茄子柄の太鼓筒が伝えられ、共に県立博物館に現蔵され(ただし未見)、大豆筒の内側には「竜亀」、茄子筒の内側には「観世与左衛門尉(国広花押)／田那部藤九郎殿」とある由である(後掲目録16・佐藤氏よりもご教示あり)。両筒は竜亀が与左衛門より授けられたとの伝承を持つが、この藤九郎は伝不明の人物で、あるいは竜亀の初名なのかも知れない。

さらに平成六年十二月十三日能楽史研究会の『四座役者目録』

輪読会で後藤和也氏が紹介の、能楽研究所蔵『袖鏡』所収「鳴鼓秘密抄」と題する観世弥三郎大鼓伝書の奥書に、次のごとくある。

右此書、観世弥三郎殿種々なけきを以相伝申候事二候へ共、貴様久色々御懇志之間、悉写進候間、かまいてく他見有間敷候。御誓約之事候間、如此候、如件。

天文二年十一月廿八日

高安 道善判

田那部三五郎殿参

今まで見てきたことによれば、田那部三五郎とは明らかに橋屋一族であるが、天文二年から起算して国広弟子の三郎五郎が三郎左衛門尉を名乗る天正元年まで四十年あり、入道して竜亀を称した慶長七年は七十年後である。この三五郎は恐らく「三郎五郎」の初名か誤記で、竜亀の先代か先々代と考えてよからう。橋屋は竜亀以前からすでに能や囃子に堪能であったわけで、商人の能愛好の例としてはきわめて早いという点でも注目してよい。

竜亀の伴法名寿仙も太鼓の技に堪能であったようで、福井藩主松平忠直が囃子興行の折、御前で太鼓観世家と並ぶ四座の太鼓役者の名門である金春惣右衛門と太鼓の争論をし、寿仙が勝ちを制した由が由緒書に見える(後掲目録17にも)。三代以上にわたる囃子数寄ということになるが、もちろん本業の商家を廃して役者となった者はなく、あくまで御用商人が本業であった。

三 「橋家伝書」の奥書について

「橋家伝書」の内、1〜11にはすべての冊に国広の奥書が記されている。その文言は後掲の目録に譲るが、他家所蔵の国広伝書

の識語と共通する表現を持ち、文字遣いや字形に国広特有の癖を備えたものばかりであり、筆先に若干の乱れがあるようにも見え、花押の形にしても、国広自筆であることが確実な太鼓観世家本や観世文庫本のいくつかにも同じ例がある。「橘家伝書」の国広奥書は一筆で、国広自身の識語・年記・署名と判断してよい。またそれらの奥書は国広自筆が確実視される相伝状(13)とも同筆である。奥書のない12を除いた1と13の年記を宛名別に一覧すると、次のごとくである(括弧内は後掲の目録に記した書目番号)。

田那部三郎五郎殿・田那遍三郎五郎殿

弘治三年神無月廿五日(3B)、永禄式年霜月三日(1)、永禄式霜月三日(2)、永禄式霜月吉日(3A)、永禄式霜月十二日(3C)、永禄八年卯月廿七日(4A)、永禄九十二年四月(4B)、永禄九十二年四月(5)、永禄九年極月七日(6)、永禄九年極月七日(7)

宛先抹消・宛先不記

天正四年七月二日(8)、天正四年七月二日(9)

田那部三郎左衛門尉殿・田那遍三郎左衛門尉殿宛

天正六年卯月中旬(10)、天正六年卯月中旬(11)、天正六年卯月中旬(13)

右のうち8と9、10・11・13はそれぞれ同日付で、天正四年と六年とにそれぞれまとめて相伝されたものらしい。8には宛先を一度書いて抹消(磨り消し)した後があり、9には全く宛名がないが、これは相伝当時、与左衛門国広が三郎五郎の改名した由を知り、旧宛名を抹消したが、改名後の通り名を知らぬために、宛先

を記さなかったものであろう。3はA・B・C三種の伝書の合綴であるが、第一(A)・第三(C)の伝書が1・2と同年記、A・B二種の伝書の合綴である4も第二の伝書(B)と5が同じ日付、6・7はその三日後の日付である。これらも同じ機会に相伝されたものに相違ない。すなわち3は合綴されて1・2と同じ永禄十二年十一月に相伝され、4も合綴されて5・6・7と同じ永禄九年十二月に、それぞれまとめて相伝された可能性が強い(後述)。合綴本の相伝はもちろん最も新しい奥書の日付以後であろう。都合四度に分けて、これらの相伝がなされたことになる。

13の国広よりの相伝状に「今度御在京付而」とあるのは、この時三郎左衛門が在京中であつたことを示すが、恐らくは毎度の相伝も商用などで在京の度になされたものと思われる。相伝の日付に永禄九年から天正四年へと大きな空白期間があるのは、織田信長の越前進出に伴う北陸道の緊張状態が影響しているのであろう。

四 各冊の筆跡鑑定の基準

「橘家伝書」の内、国広時代の太鼓伝書は同人奥書のある1以下11までの十一で、12は筆者不明の手控え、13は国広自筆の相伝状である。14は江戸時代前期の囃子事覚え書き、15以下は江戸後期から幕末期にかけての書状類やその控えである。

また13に「以誓伝申候」という国広の返し起請文自体は現存しない。13の相伝状は表章氏「太鼓観世家蔵古書状類の紹介と解題」(『能楽研究』15)に写真付きで紹介される「3天正八年極月吉日付今春又二郎宛観世与左衛門国広相伝起請文」の筆跡と酷似し、

「儀」「御」などの字形や年記・署名・花押の特色の共通性から自筆と認定してよい。

上記の1〜13までの太鼓伝書の本文は大体五筆に分類できる。そのうち13の他に自筆と認定できるのは3Aの朱筆書き入れ、3B・3C・4A・4B・5・10の四冊七種である。その根拠となるのは、自筆であることが確実な以下の文書、法政大学能楽研究所蔵下間家旧蔵国広伝書（永禄十二年十一月廿四日小野宗二郎宛）「五音之事」、観世文庫蔵三二「国広筆、書状裏太鼓伝書」、同三二「国広筆、布表紙横本太鼓伝書」、太鼓観世家蔵国広自筆書状、同家蔵の太鼓伝書で国広筆と認定できる諸書の内、永禄十一年卯月奥書「一切祝言之能打出し」、同「右稽古と申へ」、等々の比較による。また3Aの本文は丸みを帯びた麗筆であるが、筆者不明で、あるいは祐筆書きかと思われる。

1・2・6・7・8・9の六冊はやや角ばった書風の一筆であるが、国広の筆跡とは異なり、特に8「四座之役者目録」では、冒頭の一行に12などと同様の松囃子秘伝の一文を混入し、太鼓役者の次に大鼓・小鼓・笛・狂言と続く他本の構成（これが本来と考えられる）に対し、笛・小鼓・大鼓（観世と金春の順序逆転）・狂言となり、また本文中でも「法名」を「此名」、「之者共」を「もとの」、「打手」を「あて」と書く単純な誤写があるなど、編者である国広本人が筆者であればありえない不審な誤りがある。この親本となった国広の手控え本がこれと同構成・同内容であったとは考えにくく、あるいはメモのような、未装のバラバラの状態の本を内容のわからぬままに急に写したなどの

事情が考えられ、竜亀本人の書写である可能性も考えられよう。するとこれと同筆の五冊もやはり竜亀筆ということになるが、いずれとも別筆である11も拙劣な筆跡で祐筆書きとは思わず、これも被相伝者自身の筆写とも考えられる。いずれにせよ根拠となるべき竜亀の筆跡が不明であるので断定は出来ない。なお被相伝者が自ら筆写し、それを相伝者が校閲の上奥書を付すことは、能関係の書物の場合でも一般的であったようである（表章氏御示教）。

この他では11と12とがそれぞれに独自の筆跡であり、特に12については国広より相伝されたものか単なる手控えか不確かである。奥書がないことを見ると、正式の相伝によるものとは考えにくい。11については目録に後述した。

五 「橘家伝書」の特色

「橘家伝書」中では弘治三年の年記を持つ3Bが最も早く、その内容も同類の他本に比して極端に短い。恐らくこの頃が相伝の初めて、後年改めてA・Cと合綴した3を相伝されたのであろう（前述）。Aの太鼓頭付が神能の代表である（相生）、真之序之舞物として習い事扱いられていた（老松・白楽天）、太鼓の秘伝鑑法で著名な（朝長）、シラバヤシ秘伝の曲（三輪・杜若）、乱という特殊な舞を持つ（狸々）、同じく獅子を舞う（石橋）、普通は太鼓を打たない平ノリ地の渡り拍子を囃す（百万）、特殊な楽の習事を持つ（郎那）、観世流の代表曲で国広が重視していた（遊行柳）、菩薩の舞の代表である（当麻）と、曲数が少ないものの重

要曲が主体である。いずれも秘伝部分は大半が「口伝」とあるが、実際の相伝時に口伝が行われたのであろうか。これが永禄二年の他本と合綴されているのは、弘治三年には三郎五郎が上京して相伝を受けられないならかの事情があり、二年後に他書とまとめて相伝を受けたものであろう。同様の事情が4Aと4B・5・6・7との間にも存在していよう。相伝を重ねるに従い、内容も具体的な秘伝のみならず、より故実的な色彩の強いものへと次第に広げられ、ついには能の歴史を理解するための「四座之役者目録」(8)や、弟子相伝用の初歩的な稽古心得(10)などまでもが与えられるに至ったものであろう。

ただし三郎五郎への相伝に際し、国広にはやや安直な面があったかにも思われる。その一つは写させた本を必ずしも厳密に校閲していない可能性のあることである。奥書は自筆ながら本文が別筆の2と、全体が国広自筆である3Cとは、相互に七ヶ条の出入りを含むものほぼ同内容で、共に永禄二年十一月の奥書、前者が三日、後者が十一日の日付である。国広が意識的に両度にわたって相伝したとは考えにくい。恐らく本文をまったく見ずに、自身の書写ではない2に奥書・署名を付して与え、別にすでに自ら書写していた、重複分のCを含む合綴本の3をも与えたとか考えられない。また前章に既述した8「四座之役者目録」の不審な構成や誤写も、奥書を付すに際し、国広が本文を子細に検討してはいないことを示すものであろう。これは逆にそれだけ国広が弟子を信頼していたということにもなるかもしれない。

なお天正四年の奥書を持つ舞付である9と同六年の奥書を持つ

初心稽古心得等を記した10とは、太鼓観世家所蔵の国広自筆の『太鼓之聞書』と題する列帖装の一冊本(同名の書が二種ある内の乙本)のそれぞれ前半と後半に相当する内容で、『太鼓之聞書』の前後の境には余白なしで改丁がなされるのみである。いずれも初歩的な内容であり、前半の舞付で実技に関する入門的知識、後半に初心者としての心得を配する太鼓観世本の形が原型であったとすれば、本来は一度に相伝すべき一冊の本を二度に分けて相伝したことになる。三郎左衛門尉の場合はいずれの内容もすでに修得済みのレベルに達していたはずで、10については自分自身の学習用ではなく、識語から見ても恐らくは又弟子に与えるために与えられた可能性が強い。又弟子に対しては一冊分をまるごと相伝すべきではないと国広が判断したものであろう。

「橘家伝書」はすべてが青表紙の列帖装で、手控え本の印象の強い中本程度の小型本が多く、既知の国広太鼓伝書が多くは大本であることと相違する。しかしながら国広自身の相伝奥書の付された本が手控え本であるはずはなく、これが清書本であることは明らかである。年月を隔てた書物が皆同じ表紙であるのは、後から揃えた可能性もあろう。商人である橘屋には大名に相伝する場合とは本の体裁に差を付けたこともありえようが、小本による貴人への相伝の例も謄本を中心に数多くある。すなわち小本の清書本であることは必ずしも珍しいことではないわけであるが、太鼓観世家蔵本も含めた国広伝書の形態としては珍しいとはいえず。伝書の内容を一覧すると、他本と比較して条目そのものが少なく、6・7などで一ツ書のかなりの条目を意図的に省いた例が見

受けられる。しかしそれらは無作為に問引かれていたのではなく、太鼓の構造・皮・撥などの道具関係の記事が一括して省略されているなどの傾向が認められる。ただし相伝された書物の冊数としては、四冊本を基本構成とする大名所持本に比してはるかに数が多く、結局のところ、省略は単に条目の重複を避けるための配慮であつたらしい。これを最もよく示すのが点数ある太鼓頭付で、相互に曲目の重複がないのである。要するに長期にわたる段階的相伝の実態が「橘家伝書」を通じて把握できるわけである。これが「橘家伝書」の最大の価値であらう。

六 橘家伝書目録と解題

最後に各書目を列記し、奥書の全文を紹介し、書誌的な解題と内容上の特色とに言及したい。外題・内題のない本であるので、通行の書名のないものは本文第一行の冒頭を見出しに用いることとする。合綴本は内容ごとにA・B・Cと分かち。数量は20以外はすべて各一点である。

1 永禄二年本太鼓伝書甲「菩薩の能打様の事」

(永禄式年霜月三日／観世与左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎五郎殿参)

172×127ミリ。青表紙列帖装の中本。片面八行。朱圈点入り。料紙斐紙。墨付39丁。末に白紙3丁。「はさつの能うちやうの事」「天人の能可打様の事」「公家の能可打様の事」「さしきにて太こうつへき事」等一ツ書全六十九ヶ条。熊本大学永青文庫蔵天文二十二年

六月廿七日観世与左衛門尉国広奥書「太鼓書」と同内容。永青文庫本にはあつて本書にはない条目が九ヶ条あり、異文も少々ある。

2 永禄二年本太鼓伝書乙「座敷にて太鼓を打たせ候て」

(右此条々祖父権守法名号宗祐／父次郎大夫国忠法名号宗徳観世／弥三郎法名号蓮阿宗観善徳／申伝書物也御執心之条写進之／畢努々不可有外見者也／永禄式霜月三日／観世与左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎五郎殿参)

173×124ミリ。前本と同装・同型・同料紙。墨付52丁。末に白紙5丁。「さしきにて太こをうたせ候て」「のふなとハぶたいと」「かといての大この事」「とをくハとをかれ」等一ツ書全五十六ヶ条。3Cの永禄二年霜月十二日同人宛奥書伝書六十一ヶ条が本書とほぼ同内容(識語文言若干相違)であるが、本書にあつて3Cにない条目が一ヶ条(後述能研本にもなし)、その逆の例が六ヶ条ある。奥書の日付に九日の差のある二種の国広自筆本があるのは、誤つて同種本を二度相伝したものであらう。また本書と3Cとは能楽研究所蔵永禄十二年十一月廿四日観世与左衛門尉国広奥書「太鼓秘伝書」(3Bで言及する下間家旧蔵本とは別本で11の対抗本)の後半部分と基本的には同内容ながら、本書は該本にはない条目十六ヶ条を含み、その逆の例が一ヶ条あり、また末尾の「舟中」「むことり」「よめとり」「軍陣」「かといて」「わたまし」の太鼓打ち様秘伝の六ヶ条は、下間家旧蔵国広伝書に同条目がある。

3 永祿二年太鼓頭付他三種合綴太鼓伝書

(奥書A「永祿式霜月吉日／観世さ左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎五郎殿参」。奥書B「右条々依無御等閑染筆候努々不可／有外見者也／弘治三年神無月廿五日／観世与左衛門尉 国広(花押)／たなへ三郎五郎殿参」。奥書C「右此条々観世弥三郎法名号蓮阿／祖父権守父次郎大夫国忠法名号／宗抛相伝書物也深重御執心之条／写進之畢是此道可為秘本者也／永祿式霜月十二日／観世さ左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎五郎殿参」)

248×175ミリ。青表紙列帖装美濃本。無題簽・無外題。料紙鳥の子墨付47丁。奥書ごとに白紙1丁を置き、末に白紙3丁あり。三種の本の合綴。Aは太鼓頭付謡で、へあひ生・老まつ・とも長・狸々・三輪・百まむ・邯鄲・かきつはた・遊行柳・当麻・白衆天・石橋の十二曲。秘伝の曲を主体に集めたものであろう。ただし内容は簡略で、秘伝の部分はほとんど「口伝」とする。本文は別筆であるが、無章句の詞章の右側にある朱の頭付(強調すべき箇所の手を朱丸で記した粒付)や注記は国広の筆跡と認め得る。4の朱とも同筆。Bは「五音の事」「第一に身なりをたしなむへし」「はをかちくとならす事」「かけ声の事」等全二十七ヶ条の一書であるが、冒頭数ヶ条のみが後記下間家旧蔵本等他家に類書が多い「五音の事」で始まる太鼓伝書と共通し、以下は別内容となる。ただしすべてが独自の記事というわけではなく、「太鼓の病之事」「神道を能々うけ候へてハ此道不可有成就候」「昔ハ三日四日の勸進能にも」「六十までも初心な忘そと習」等、多くは他の国広伝書に共通の比較的初歩的な内容。本文も国広筆で、筆

跡自体は下間家旧蔵本で国広筆の本文・奥書を有する能楽研究所蔵『似我与左衛門国広伝書』(下巻のみ現存)と同筆。Cは内容がほぼ同一の2にはなくて本書にある条目が六ヶ条ある。Cも全体が小振りの文字で仮名書主体、文字遣いがやや特殊ながら、「登」「遍」「む」等の草仮名の特徴が他の自筆文書に共通し、本文も国広筆と認め得る。

4 永祿八年九年「太鼓之能頭付」

(奥書A「右此頭付別而御執心之条父宗抛伝候分／付候而進之畢／永祿八年卯月廿七日／観世さ左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎五郎殿参」。奥書B「永祿九十二年四月／観世与左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎五郎殿参」)

222×152ミリ。前本と同装・同料紙。半紙本。綴糸切断しバラバラ。墨付89丁。末に白紙8丁。前後二部に分かれ、冒頭に「太鼓之能頭付 次第不同」として目録がある。手付・粒付は朱筆。Aの分は(御装濯・鶴羽・呉服・難波・氷室・吉野・白鬚・養老・右近・七夕・佐保山・金札・弓八幡・箱崎・岩船・賀茂・道明寺・融大臣・放生川・実盛・道盛・舟弁慶・紅葉狩・舍利・是害・鶴飼・昭君・鶴・野守・春日竜神・鞍馬天狗・山優婆・松山鏡・殺生石・誓願寺・杜若・権・葛城・小塩・羽衣・錦木・舟橋・阿古喜・龍田・唐船・常陸帯・道成寺・長良・葵上・蟻通・西王母・西行桜・志賀)の五十三曲。(春日竜神・鞍馬天狗・山優婆)に乱丁あり。Bは(大会・こおう・松尾・こてう・伏見・木曾)の六曲。付自体は他にも多く伝存する国広の太鼓付と同様で、いず

れも詞章に朱丸を付し、簡単な注記を添える場合がある程度の内容だが、曲目編成は独自。A・B共に3Aや5と互いに曲目が重複しない。奥書年記が一年以上を隔てているのも3と同様で、相伝の事情も類似しているであろう。AもBも本文・朱頭付共に国広筆。Aは5と、Bは3Bと共通字体が多い。

5 永禄九年本太鼓頭付

(永禄九十二年四月) 観世与左衛門尉 国広(花押) / 田那遍三郎五郎殿参

248×170ミリ。前本と同装・同料紙。美濃本。墨付11丁。へ玉井・江嶋・くわうてい・女郎花・めかり。詞章の右傍に朱の粒付があるのは4などと同書式で簡略な内容。全体が国広筆。「海」「花」「風」と(登)の書体などが国広の特色を示す。

6 永禄九年本太鼓伝書甲「五音之事」

(奥書「右此書物共観阿以来歴々打伝」儀共候雖然数年御執心之条写進之) 畢努々不可有外見者也 / 永禄九年極月七日 / 観世与左衛門尉 国広(花押) / 田那部三郎五郎殿参

174×126ミリ。前本と同装・同料紙。中本。墨付56丁。奥書のみ国広筆。「五音之事」「太鼓の病之事」「ならぬ太鼓」等全九十六ヶ条の一ツ書。前述下間家旧藏能研本太鼓伝書等の前半部分の大幅な省略本で、本書にない記事が六十六ヶ条、逆の例が二ヶ条ある。ただし本書が省略した条目の多くは、「橘家伝書」の他冊との重複記事。

7 永禄九年本太鼓伝書乙「真の中の真」

(奥書「永禄九年極月七日」観世与左衛門尉 国広(花押) / 田那部三郎五郎殿参)

174×130ミリ。前本と同筆・同装・同型・同料紙。但し表紙裏に見返しあり。奥書のみ国広筆。墨付58丁。末に白紙3丁。前本に既述の下間家旧藏能研本などの後半以下と同内容ながら、十二ヶ条ほどが該本にあって本書になく、異文も多少ある。「真の中の真」「きさみたかくひきき事」「舞の内謡のうち」「筆にかけり」など百五ヶ条。

8 天正四年本「四座之役者目録」

(奥書「天正四年七月二日」観世与左衛門尉 国広(花押) /

「宛先抹消」)

172×125ミリ。前本と同筆・同装・同型・同料紙。墨付10丁。表紙裏打ちあり。首尾に白紙各3丁。諸所に国広自筆本(すべて年記なし)の伝存する「四座之役者目録」の異本だが内題・外題を欠く。冒頭に松囃子秘伝の一条が混入するなど誤写が多い(既述)。本文は国広筆ではないものの天正四年の国広の自筆奥書があり、他本にはある国広自身を含む比較の後代の役者は、本書では記されていない等、他本とは記事内容がかなり相違する。また「観世方脇」の割り注に「音阿のつれ丹波三郎と云人有つれの名人也」とあり、「観世方笛吹の事」の「ちかゝる」に「うち三郎と申」、「こんかう方狂言」の「くめの能阿弥」に「大和」と注するなど、他本にはない独自の記事もあり、注目すべき異本である。本書は

比較的初期の草稿の内容がそのまま正直に書写されたものか。

9 舞付百十九番

(奥書「天正四年七月二日／観世与左衛門尉 国広(花押)」)

172×126ミリ。前本と同筆・同装・同型・同料紙。奥書のみ国広筆。

墨付15丁。末に白紙7丁。曲ごとに舞の種類を注記した舞付集。

太鼓観世家蔵永祿五年五月国広加筆『太鼓之聞書』乙冊の前半と

同内容。配列に数例の異同があり、また本書にあつて『太鼓之聞書』

にない曲が若干ある。〈千引〉の重複を含め全119曲。〈高砂・

志賀・伏見・松尾・浦嶋・難波梅・みもすそ・吉野・とをる・つ

ゝみの瀧・弓八幡・氷室・金札・七夕・くれは・鶴の羽・右近・

箱崎・せいわうは・さほ山・しとう・養老・しやうく・白葉

天・老松・放生川・通盛・ともなか・さねもり・誓願寺・あさか

ほ・葛城・小塩・西行桜・かきつはた・羽衣・立田・百万・当

麻・かんやうきう・こてふ・錦木・ほりかね・女郎花・木曾・お

たまき・海士・あこき・舟橋・ぬえ・せつしやう石・千引・こを

ふ・春日龍神・岩舟・庭鳥・かなわ・山うは・かうう・太木・道

成寺・常陸帯・谷行・せうくむ・松のやまかみ・鷲・舍利・檀

風・舟弁慶・鶴飼・かしい・くらま天狗・せかい・車僧・しきみ

天狗・てうふく曾我・なきふとう・熊野参・せうき・くわうて

い・ちやうりやう・たいゑ・足立原・めかり・池にゑ・かんせう

しやう・けんしくやう・たいさんふくん・かんだむ・道明寺・唐

船・源大夫・三輪・あやの鼓・恋の重荷・これもち・綱・師子・

千引(重複)・かつほ・さねかた・もち月・くす・あらしやま・

しらひけ・こ川鬼・はま川・藤栄・そさ桜・ありとをし・遊行
柳・宮川・けんしゆ・雪鬼・かわつ・竹生嶋・東方朔・陶淵明・
雲林院)。

10 天正六年本太鼓伝書甲「此道口伝極上者」

(奥書「右此一帖弟子相伝之為用也／天正六年卯月中旬／観世与

左衛門尉 国広(花押)／田那遍三郎左衛門尉殿参)

173×128ミリ。前本と同装・同型・同料紙。全体を国広筆と認め得

る。墨付11丁。首尾に白紙1丁・4丁。前半に10がある太鼓観世

家蔵永祿五年五月国広加筆『太鼓聞書』乙冊の後半とほぼ同内容

であるが、長大な跋文をはじめ『太鼓聞書』にはあるが本書には

ない条目が三十六ヶ条あり、本書は明らかに省略された内容。た

だし『太鼓聞書』からの直接の抄出かどうかは不明。「弟子相伝

之為用」との識語は『太鼓聞書』にはなく、素人弟子の存在を想

定した、識語としては特異な文言である。「此道口伝極上者第一

朝暮無油断道之儀無御忘之事」「同事不可打」や、「年来稽古

条々」「初心不可忘説」を敷衍した稽古説など六十四ヶ条。

11 天正六年本太鼓伝書乙「序の内に序有」

(奥書「右此一帖観阿申儀共悉／付置候此道可為重宝数ヶ／年御

執心之条写進之畢／努々不可有外見者也／天正六年卯月中旬／観

世与左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎左衛門尉殿参)

176×132ミリ。前本と同装・同型・同料紙。但し朱筆書き入れが多

い。奥書のみ国広筆。本文は10までの諸書とは全くの別書体でや

や稚拙な印象。墨付72丁。前に白紙2丁、末に白紙13丁。「序の内」に序有「舞は一声の乱と云事」「真双形」等、全百六十八ヶ条の一ツ書。2に言及した能楽研究所蔵永祿十二年十一月廿四日国広奥書「太鼓秘伝書」や東北大学蔵四卷本国広伝書等の大幅な省略本で、太鼓の構造に関する故実や重複記事を主体に八十九ヶ条が本書になくて能研本にある。逆の例は七ヶ条。

12 「松ばやし的事」(奥書なし)

紙高294ミリの楮紙巻紙。二枚に剥離。11所収の秘伝と同内容の松囃子口伝八ヶ条(見出しを含む)。ただし11とは小異があり、一ツ書の条目構成も異なる。単独で相伝されたものの控えか。こうした書付は観世文庫蔵「観世与左衛門国広文書貼交せ」(乙)

⑯「松囃子書付」等に類例がある。筆者不明だが室町末頃の筆か。

13 天正六年観世国広相伝状「一筆申候」

125×281ミリ。斐紙。「免状」とある包み紙入り。全文が国広筆。「一筆申候仍数ヶ年／御執心之条大事之儀共／御尋之分一切不残之趣／以誓伝申候猶以今度／御在京付而亦相伝申候／此上者□□(焼損「習給」カ)之事／誰々にも可有御指南候／恐々謹言／天正六年卯月中旬／観世与左衛門尉 国広(花押)／田那部三郎左衛門尉殿参。『福井市史』資料編等に翻刻紹介。免許皆伝的な免状の意味をも持つか。10・11の相伝に際しての添え状であろう。

14 延宝三年宗賢筆「乱拍子書付」

(奥書「右乱拍子書付上申候／乍恐拙者家之相伝／具二仕様上申候／延宝三年 卯ノ正月吉日／宗賢」)

紙高147ミリの楮紙巻紙。道成寺乱拍子に関する鼓頭・唱歌付。冒頭部の料紙が欠損し、次第の前半までを欠く。宗賢は橋家十九代当主か。宗賢を名乗る当主は橋家歴代に六名ある由(前掲『越前の豪商「橋屋」』所収の橋家系図による)。

15 「寛政八年丙辰十月江戸表大道寺嘉兵衛方より関竜助方へ来ル状」

159×258ミリ。料紙楮紙。料紙裏左端に表記のごとく端書き。「先年御能被成候御実家之珍器」云々で始まる、後半の欠損した書状の断簡。先年の能で所持の太鼓筒二点が観世与左衛門相伝のものかとの問い合わせ。大道寺・関は不明の人物。実家とは前掲書に二十三代とされる宗賢か。また、次状と関連するか。本文省略。

16 年月筆者不明「大豆柄筒・茄子柄筒太鼓鏡」

167×400ミリ。楮紙一通。前状に対する返書であろう。すると筆者は二十三代宗賢かその後嗣と思われるが、未詳。「寛／大豆柄筒之大サ／外トのり八寸／高サ四寸八分／内ニ龍鬼と書判有／但シ挽ハげやきのごとくにして甚軽し／外側金箔打／茄子柄筒之大サ／外トのり八寸／高サ四寸八分／内ニ観世与左衛門書判／田那部藤九郎殿／如此有之候／但シ挽ハたとへかたし／外側金すりはく候／右之通り御座候以上」。

17 辰十月橋宗賢筆「太鼓之秘書并名筒伝来之覺書」

164×462ミリの半折奉書紙。由緒書とはほぼ同内容の故事を伝えるがより詳細な内容。幸五郎次郎（正能）の書簡が多数伝存していたというが、現存しないようである。筆者の宗賢は何代か不明。

「私家中興之先祖田辺飛騨守より／十七代目龍鬼と申者太鼓を好候上／觀世与左衛門国広ニ隨身し數ヶ年／稽古仕候処研精之功積り与左衛門高／弟ニ相成別而太鼓一道ニ執心深く／与左衛門心底ニ相叶候ニ付伝来之家／宝大豆柄筒一箇茄子柄筒一箇／并太鼓一道之秘伝奥義共數ヶ年／之間ニ与左衛門直筆ニ悉書記し／相譲り其後免状を与へ所持仕候／龍鬼倅寿仙も専太鼓を学ひ候処／一伯様御代今春宗右衛門御国へ／罷越候節御囃子被仰付寿仙ニ／太鼓之役可相勤旨ニ而相勤申候処／宗右衛門と太鼓之爭論出来仕候処／寿仙首尾能申勝候ニ付／御前御満悦之上御盃を指上候様／被仰付候処恐入御詫申上候得共／御思召有之候間達而指上可申旨被仰付候ニ付無是非御盃指上申候然／処翌日御使者を以御感賞之御意被仰下置黄金時服頂戴／仕難有忝段代々申候／右觀世与左衛門家之秘伝共私家へ／授与仕候ニ付与左衛門没命後幸五郎／次郎相伝之儀懸望仕候得共一向承／引不仕趣故色々相嘆キ或者腹立／仕候書簡共數多所持仕罷在候／以上／辰十月／橋宗賢」。

18 申十月橋宗賢筆「太鼓所持覺」

紙高150ミリの楮紙巻紙。「申十月十日淨道寺手塚氏へ遺之候写」

と裏面に端書き。家伝の太鼓筒の由緒を記す。前状・前々状と關連する内容か。淨道寺手塚氏は不明の人物。

「覺／太鼓之胴式ツ／大豆老／茄子老／右之両胴者神代作物之由ニ付／觀世与左衛門家ニ伝来仕候処／永祿天正之頃私先代龍鬼と申者乱舞を好ミ技芸も／相勝レ候ニ付家宝ニ仕候右之／名胴ニ太鼓之秘伝共悉／自身筆記仕候書を數卷／譲り与へ所持仕候以上／右之名胴を譲り候節龍鬼へ／申聞候儀格別之趣代々／申伝候／以上／申十月／橋宗賢」。

19 橋宗賢宛嶋田源三郎書状

181×542ミリ。薄様紙一通。宗賢所持の太鼓胴につき、觀世元規に相談の趣の報告。国広の事績と太鼓伝来のことなど。一覽すれば真偽伝来分明なる由。末に「四月三日／嶋田源三郎／橋宗賢様持史」とあり。嶋田は伝不明の人物。太鼓役者か。元規は維新时期の太鼓觀世流家元。次状と關連する内容か。本文省略。

20 午十二月橋宗賢筆「太鼓返上覺」 五通

同内容の書状草稿五通。紙高162ミリ前後の巻紙。清書とおぼしき一通のみ奉書紙半折で、他は下書きの楮紙。内容はいづれもほぼ同一。太鼓觀世家より与左衛門相伝の太鼓筒返讓を依頼されたことを伝家の古物故と謝絶した内容。龍鬼より九代目を数えるらしい文言があり、筆者は第二十六代当主の宗賢か。本文省略。